

上越市地域公共交通利便増進実施計画

令和8年3月改定

上 越 市

目 次

1	計画の概要	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の実施区域	2
1-4	計画の期間	2
2	事業の概要	3
2-1	利便増進事業とは	3
2-2	利便増進事業の設定に関する考え方	4
2-3	事業内容及び実施主体	7
2-4	地方公共団体による支援の内容	9
3	利便増進事業	10
3-1-1	予約型コミュニティバス(板倉区)	10
3-1-2	住民組織の互助による輸送(中郷区)	14
3-1-3	総合病院の閉院に伴うバス路線の再編	16
3-2	【参考】今後予定するバス路線の再編	21
3-2-1	住民組織等の互助による輸送(清里区)	21
3-2-2	予約型コミュニティバス(名立区)	23
3-2-3	予約型コミュニティバス(金谷区)	25
3-2-4	予約型コミュニティバス(吉川区)	27
4	利便増進関連事業	29
4-1	分かりやすい情報提供	29
4-2	公共交通を利用しやすくするサービスの向上	30
4-3	モビリティ・マネジメント	31
4-4	新しい技術の活用に向けた検討	31
5	資金の額・調達方法	32
6	事業の効果	33
6-1	事業の効果と地域公共交通計画との関連性	33
6-2	定量評価と定性評価	35

1 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

地域公共交通の利用者数は、人口減少・少子化の進行や自家用車中心の生活様式などの要因から、利用者数の減少に歯止めがかからない状況が続いている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による更なる利用者数の減少や物価・エネルギー価格の高騰に伴う運行経費の増加、運転手不足など新たな課題が発生し、地域公共交通を取り巻く環境は一段と厳しくなっている。一方で、高齢化の進行や運転免許証の自主返納者の増加に対応するため、地域公共交通にはこれまで以上にきめ細やかで利便性の高い移動手段としての役割が求められている。

こうした状況を踏まえ、当市では、市民が利用しやすく、かつ、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画である、「第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」（以下、「後期再編計画」という）を令和6年3月に策定し、バス路線の再編や公共交通の利用促進に向けた取組を進めているところである。

後期再編計画に掲げる基本方針に基づく取組を着実に推進するため、関係事業者等の合意の下、具体的な取組内容等を示す「上越市地域公共交通利便増進実施計画」（以下、「本計画」という）を策定する。

■ 地域公共交通利便増進実施計画とは

「地域公共交通利便増進実施計画」（以下、「利便増進実施計画」という）は、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することを目的に、利用者の利便の増進に資する取組を対象として作成するもの。

利便増進実施計画には、地域公共交通網の整備を図るため、地方公共団体が公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進する「利便増進事業[※]」について記載する。

※ 利便増進事業 … 3 ページ 2-1 に記載

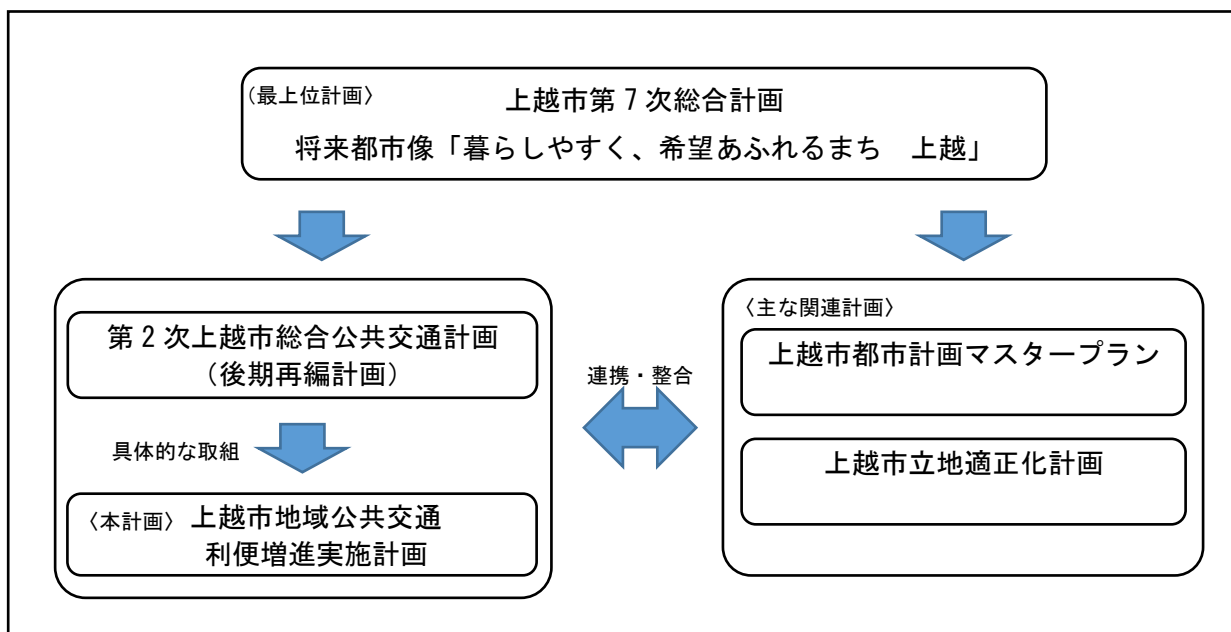
1-2 計画の位置付け

当市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」に掲げる将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、公共交通ネットワークの利便性の向上と持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指すため、「上越市都市計画マスタープラン」や「上越市立地適正化計画」等の関連計画と整合を図りながら、令和6年度以降のバス路線の再編や公共交通の利用促進等の取組をまとめた後期再編計画を策定した。

本計画は、後期再編計画に定める路線再編の取組により、利便性が高く、かつ、持続可能な移動手段を具体化していくための実施計画であり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の15の規定に基づき策定するものである。

また、本計画の策定に当たっては、鉄道・バス・タクシーの各交通事業者、自家用有償旅客運送を実施する住民組織のほか、国土交通省、道路管理者、新潟県警察本部、学識経験者、公募住民等で構成する上越市地域公共交通活性化協議会、関係する地区公共交通懇話会などと協議等を行い、その内容を反映したものである。

図表1 本計画と上位計画・関連計画との関係



1-3 計画の実施区域

本計画の実施区域は、上越市全域とする。

但し、当市の区域を越えて運行するバス路線に係る取組等については、妙高市及び糸魚川市と調整・連携を図りながら取組を進める。

1-4 計画の期間

本計画の期間は、利便増進事業の開始時期（令和7年9月29日）から後期再編計画の計画期間満了時（令和10年3月31日）までとする。

なお、利便増進事業の内容等を見直す場合は、適宜、本計画を改正する。

2 事業の概要

2-1 利便増進事業とは

利便増進事業とは、地方公共団体が地域の公共交通網の整備を図るために行う事業で、地方公共団体が公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進するもの。地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を対象としている。

また、こうした取組にあわせ、関連事業として分かりやすい情報提供やICカード等の導入による料金の支払いの円滑化などを実施する場合においても本計画の対象となる。

具体的に利便増進事業となり得る事業としては、図表2のとおり。

図表2 利便増進事業となり得る事業

- | |
|---|
| <p>イ) 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの</p> <ul style="list-style-type: none">① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業への転換<ul style="list-style-type: none">i 鉄道事業又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換ii 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換iii 旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換③ 自家用有償旅客運送事業の導入又は路線若しくは区域の変更 <p>ロ) 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの</p> <ul style="list-style-type: none">① 運賃又は料金の設定② 運行回数又は運行時刻の設定③ 共通乗車船券の発行 <p>ハ) 上記に掲げる事業と併せて行う以下の事業（以下「利便増進関連事業」という。）</p> <ul style="list-style-type: none">① 乗継を円滑にするための運行計画の改善② 交通結節施設における乗降場の改善③ 乗継に関する分かりやすい情報提供④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他運賃又は料金の支払いの円滑化⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置⑦ 上記①から⑥の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置 |
|---|

資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き別冊 第4版(令和5年10月)」を基に作成

2-2 利便増進事業の設定に関する考え方

後期再編計画「第6章 主要施策」中、「1 バス路線の再編計画」で定める各バス路線の再編事業のうち、以下に定める事業を除き利便増進事業に位置づけ、本計画に再編の具体的な取組内容を記載し、事業の着実な推進を図る。

あわせて、「2 公共交通の利用促進の取組」と「4 新しい技術の活用に向けた検討」で定める事業を利便増進関連事業に位置付け、本計画に具体的な取組内容を記載し、事業を進めるものとする。

※ 本計画の対象外とする事業について

- ・ 後期再編計画で予定するバス路線の再編計画のうち、利用実態に合わせたダイヤ改正や減便、路線の短縮など、運行の効率化を主目的とする再編は、本計画の趣旨である利便の増進に資する事業に適さないことから、後期再編計画の取組方針に基づく見直しを進めるものの、本計画には記載しないこととする。

図表3 後期再編計画（バス路線の再編計画）と利便増進事業との適合

後期再編計画					利便増進実施計画	
再編時期	事業実施前		事業実施後		利便増進事業との適合	本計画の対象事業
	路線名	(上)事業形態 (中)運行形態 (下)運行主体	再編の方向性	(上)事業形態 (中)運行形態 (下)運行主体		
令和7年9月29日～ (実証運行：令和7年4月～)	上関田線、山寺薬師・菰立線	・79条 ・路線定期＋ 路線不定期 ・上越市	予約型コミュニティバスに 転換し、利便性と効率性を 向上	・79条 ・区域 ・上越市	イー③	3-1-1 予約型 コミュニティバス（板倉区）
令和8年4月1日～ (実証運行：令和7年4月～)	岡沢ルート、稻荷山ルート	・4条 ・路線定期＋ 区域 ・アイエムタクシー(株)	路線を廃止し 互助による輸 送に転換	・79条 ・区域 ・NPO 法人中郷区まちづくり振興会	イー③	3-1-2 住民組織の互助による輸送（中郷区）
令和8年3月30日～	労災病院前を經由する路線	・4条 ・路線定期 ・頸城自動車(株)	利用実態やニーズを踏まえた再編	・4条 ・路線定期 ・頸城自動車(株)	イー①	3-1-3 総合病院の閉院に伴うバス路線の再編

※第4条＝一般旅客自動車運送事業 第79条＝自家用有償旅客運送

予約型コミュニティバスについてはP13参照

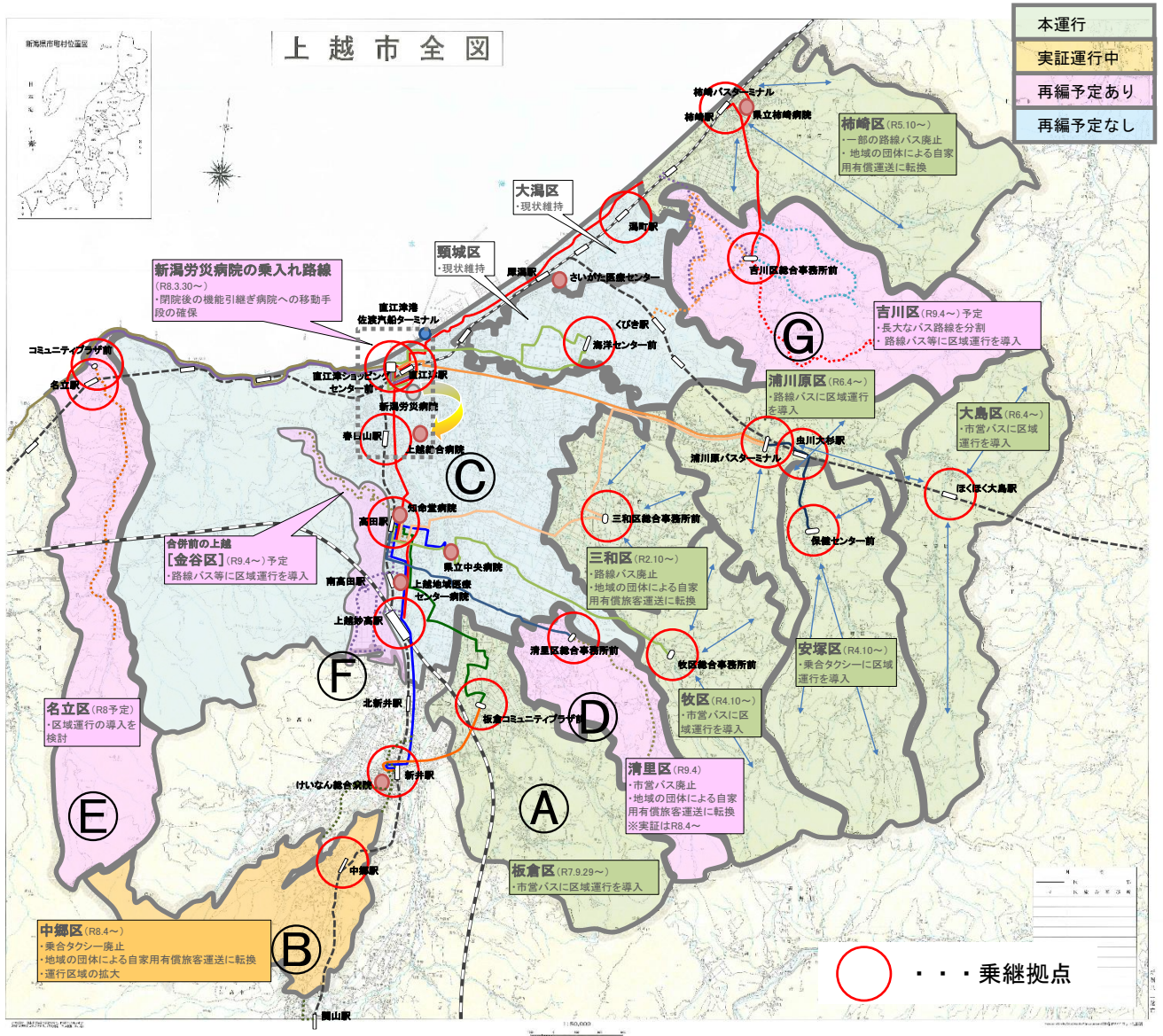
【参考】今後予定するバス路線の再編

令和8年4月～(実証運行)	櫛池線	・79条 ・路線定期 ・上越市	路線を廃止し互助による輸送への転換を検討	・79条 ・区域 ・NPO 法人清里まちづくり振興会	イー③	3-2-1 住民組織等の互助による輸送（清里区）
令和8年度	東飛山線	・79条 ・路線定期 ・上越市	現状維持(予約型コミュニティバスへの転換等を検討)	・79条 ・区域 ・上越市	イー③	3-2-2 名立区予約型コミュニティバスの導入(予定)
令和9年4月	正善寺線、高田南循環線	・4条 ・路線定期 ・くびき野バス(株)	予約型コミュニティバスへの転換を検討	・4条 ・区域 ・交通事業者(予定)	イー①	3-2-3 金谷区予約型コミュニティバスの導入(予定)
令和9年度	山直海線	・4条 ・路線定期 ・頸北観光バス(株)	路線の分割	・4条 ・路線定期 ・交通事業者(予定)	イー①	山直海線の分割(予定) ※3-2-4 と併せて実施
	吉川西部循環線、泉谷・勝穂循環線	・4条 ・路線定期 ・頸北観光バス(株)	予約型コミュニティバスへの転換	・4条 ・区域 ・交通事業者(予定)	イー①	3-2-4 吉川区予約型コミュニティバスの導入(予定)

※ 表中の利便増進事業との適合は、本計画作成時の再編の方向性との適合状況を表すものであり、再編計画の変更が生じた場合には、本計画の対象事業を変更することがある。

※ 表中の「【参考】今後予定するバス路線の再編」に記載する事業は、今後の検討により事業内容を決定し、本計画の改定により利便増進事業に位置付けることを予定するもの

図表 4 全体図



※【地図の出典】 国土地理院発行 5 万分の 1 地形図を加工して作成

(利便増進事業実施地区)

記号	実施区域・路線等	事業	実施時期
①	板倉区	3-1-1 予約型コミュニティバス (板倉区)	令和 7 年 9 月 29 日～
②	中郷区	3-1-2 住民組織の互助による輸送 (中郷区)	令和 8 年 4 月 1 日～
③	新潟労災病院乗入れ路線等	3-1-3 総合病院の閉院に伴うバス路線の再編	令和 8 年 3 月 30 日～
④	清里区	【参考】 3-2-1 住民組織等の互助による輸送 (清里区)	令和 8 年 4 月
⑤	名立区	【参考】 3-2-2 予約型コミュニティバス (名立区)	令和 8 年度
⑥	金谷区	【参考】 3-2-3 予約型コミュニティバス (金谷区)	令和 9 年 4 月
⑦	吉川区	【参考】 3-2-4 予約型コミュニティバス (吉川区)	令和 9 年度

※ ④～⑦は今後の検討により事業内容を決定し、実施を予定する事業

2-3 事業内容及び実施主体

利便増進事業とその関連事業を次のとおり示す。なお、図表 3 及び下表における「今後予定するバス路線の再編」に記載する事業は、再編の詳細を検討中であり、今後、検討結果に基づき、本計画を改定する。

(1) 利便増進事業

後期再編計画における取組の表記	事業概要	実施主体
バス路線の再編計画 ➤⑪板倉区	3-1-1 予約型コミュニティバス（板倉区） ・路線定期＋路線不定期運行のバスに替えて、小型車両による区域運行を導入	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、頸城ハイヤー(株)
バス路線の再編計画 ➤⑩中郷区	3-1-2 住民組織の互助による輸送（中郷区） ・路線定期＋区域運行を行う乗合タクシーを廃止し、住民団体が行う互助による輸送に転換	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、NPO 法人中郷区まちづくり振興会
バス路線の再編計画 ➤①-1 合併前の上越市	3-1-3 総合病院の閉院に伴うバス路線の再編 ・閉院する総合病院に乗り入れるバス路線等の再編等により、他の総合病院等への移動手段を確保	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、頸城自動車(株)

【参考】今後予定するバス路線の再編

バス路線の再編計画 ➤⑫清里区	3-2-1 住民組織等の互助による輸送（清里区） ・路線定期運行を行う市営バスを廃止し、住民組織等が行う互助による輸送に転換	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、NPO 法人清里まちづくり振興会
バス路線の再編計画 ➤⑭名立区	3-2-2 予約型コミュニティバス（名立区） ・路線定期運行のバスに替えて、小型車両による区域運行を導入	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、交通事業者
バス路線の再編計画 ➤①-2 合併前の上越市	3-2-3 予約型コミュニティバス（金谷区） ・路線定期運行のバス 2 路線に替えて、小型車両による区域運行を導入	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、交通事業者
バス路線の再編計画 ➤⑨吉川区	3-2-4 予約型コミュニティバス（吉川区） ・長大な路線バスを利用実態に合わせて分割 ・分割後の路線を合わせた路線定期運行のバス計 3 路線に替えて、小型車両による区域運行を導入	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、交通事業者

(2) 利便増進関連事業

後期再編計画における取組の表記	事業内容	実施主体
公共交通の利用促進の取組 ➤(1)分かりやすい情報提供	・総合時刻表や利用者個人に対応した時刻表の作成、周知啓発チラシの作成・配布、バスロケーションシステムの導入・運用、在住・訪日外国人に配慮した多言語化、出前講座の開催などに取り組む。	上越市地域公共交通活性化協議会、上越市、交通事業者

2-4 地方公共団体による支援の内容

(1) 路線バスの運行に係る欠損補助

路線バスの運行に係る運送収入が運行経費を下回る路線のうち、国、県または市の補助事業を活用して運行するものとして、市と運行事業者が運行協定を交わした路線について、路線ごとの運行経費から運送収入や補助金等を差し引いた欠損額に対し、補助金を交付する。

(2) 市営バスの運行

路線バスとスクールバスが重複して運行する地域において、運行の効率化を図るため、路線バスを廃止し、スクールバスに一般の人が有償で乗車できるよう、自家用有償旅客運送の登録を行い、市営バスとして運行する。

また、既存のバス路線において、運行事業者が当該路線の運行を維持できなくなった場合などにおいて、市が新たに自家用有償旅客運送の登録を行い、市営バスとして運行する。

(3) 住民の互助による輸送に対する財政支援

路線バスが廃止となる地域や、運行されない地域において、定期的な移動手段を確保するため、当該地域の住民組織等が交通空白地有償運送事業に取り組む場合に、運行体制の構築に関する相談対応や、運行経費に対する財政支援を行う。

(4) 路線再編等に係る協議や合意形成

地域公共交通活性化再生法に規定する法定協議会（上越市地域公共交通活性化協議会）等を運営するほか、路線の再編に係る地域の合意形成を図るための地域住民や関係団体等との協議・調整を行う。

また、公共交通ネットワークの見直しに関する情報について、チラシや広報紙等により周知する。

(5) 利用促進及び周知の取組

公共交通の利用を促すため、総合時刻表や利用者個人に対応した「マイ時刻表」の作成、お得な乗車券、便利な情報などを記載した利用促進チラシ、外国人向け利用促進チラシ等の作成・配布、出前講座の実施などによる周知を行う。

また、道路工事やイベント開催等に伴う公共交通の運休・迂回情報などを、交通事業者のホームページと連動して市ホームページに掲載する。

(6) 利便性向上の取組への支援

バス運行事業者に対し、バスロケーションシステムの導入・運用や、外国人に配慮した多言語化への対応、キャッシュレス決済の導入などに要する経費について、財政支援を行う。

3 利便増進事業

3-1-1 予約型コミュニティバス（板倉区）

(1) 事業概要

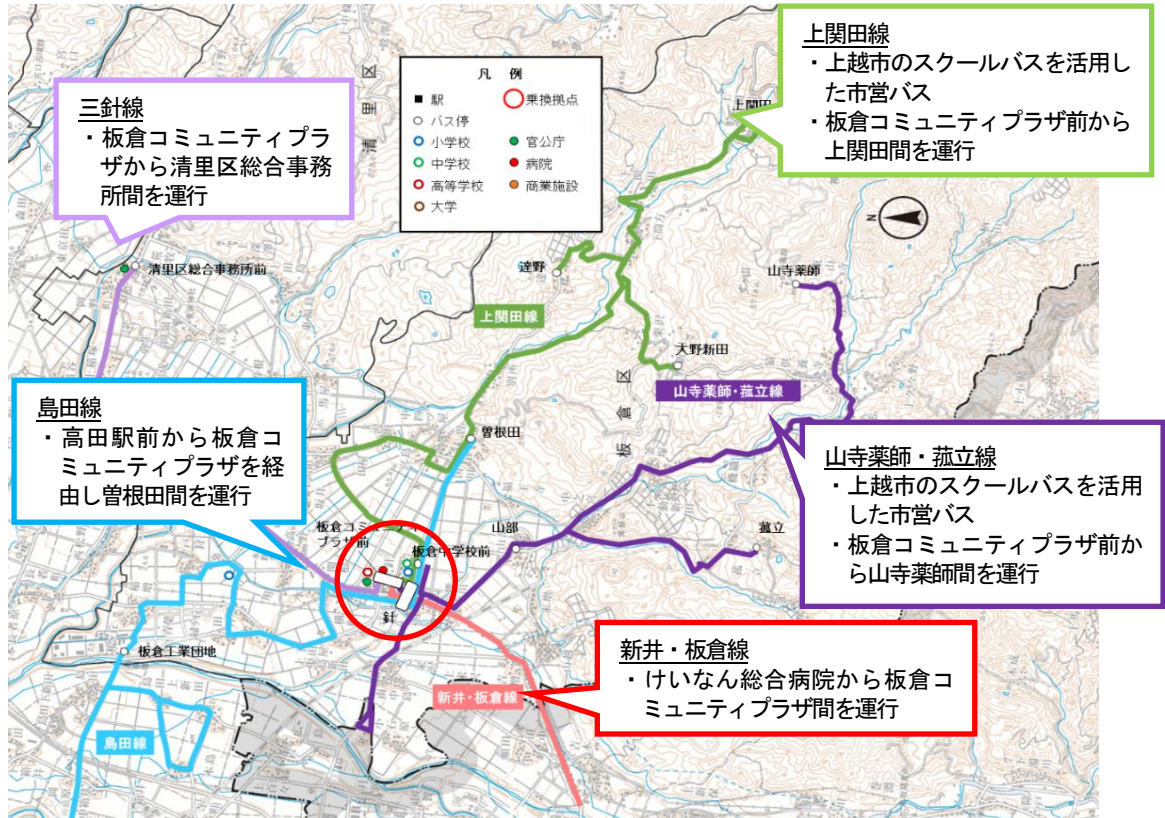
ねらい	板倉区において、高齢者の通院や買物、学生の通学などの日常生活において利用しやすい移動手段を確保する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 板倉区の中山間地域では、バス運行の効率化を図るため、令和3年4月から路線バスを廃止し、重複して運行するスクールバスに一般の人が有償で乗車できるよう、自家用有償旅客運送の登録を行い、市営バス（スクールバスへの一般混乗、路線定期運行）として運行している。 市営バスは、小中学生が利用できるよう44人乗りバスで運行していることから、細い道路に入ることができず、きめ細かな運行ができないほか、朝や夜間の時間帯は、小中学生の登下校にあわせたダイヤとなっているため、区域外へ通学する高校生は通学に利用しづらい。 平野部では、路線バス（路線定期運行）が運行しているものの、バス停留所から離れている集落が点在している。 区域外への移動は、板倉コミュニティプラザを乗継拠点に、路線バスで高田地区及び妙高市新井地区と接続している。
再編の内容	<ul style="list-style-type: none"> 現行の市営バス2路線（上関田線、山寺薬師・菰立線）を廃止し、板倉区全域で区域運行を行う予約型コミュニティバスを導入する。 予約型コミュニティバスを専用の小型車両で運行することにより、スクールバスへの一般混乗を取りやめる。 スクールバスは小・中学生の通学専用のバスとして引き続き運行する。 きめ細かな移動に対応できるよう、町内会等と調整しバス停留所を増設するほか、高校生の通学利用を考慮し運行時間を拡大する。 令和7年4月から実証運行を開始し、運行内容について検証を行った後、必要に応じて見直し等を加え、同年9月29日から本運行に移行する。

【運行内容の比較】

	事業実施前（～令和7年3月）	事業実施後（令和7年9月29日～） ※実証運行は令和7年4月～
事業主体	上越市	上越市
事業形態	自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送
運行事業者	頸南バス㈱	頸城ハイヤー㈱
運行形態	コミュニティバス（路線定期運行＋路線不定期運行）	乗合タクシー（区域運行）
運行路線/区域及び便数	上関田線 …5.5 往復 山寺薬師・菰立線…5.5 往復	板倉区全域…便数指定なし
車両	44人乗りバス2台	10人乗りワンボックスカー2台
運行日	通年（元日を除く）	通年（元日を除く）
運行時間	7時18分～18時50分	6時30分～19時30分
停留所	35か所	63か所（28か所追加）
運賃	均一制運賃（大人200円、小児100円、未就学児無料）	均一制運賃（大人300円、中高生200円、小学生100円、未就学児無料）
乗車予約	一部の便で必要	必要
予約方法	電話	電話及びインターネット

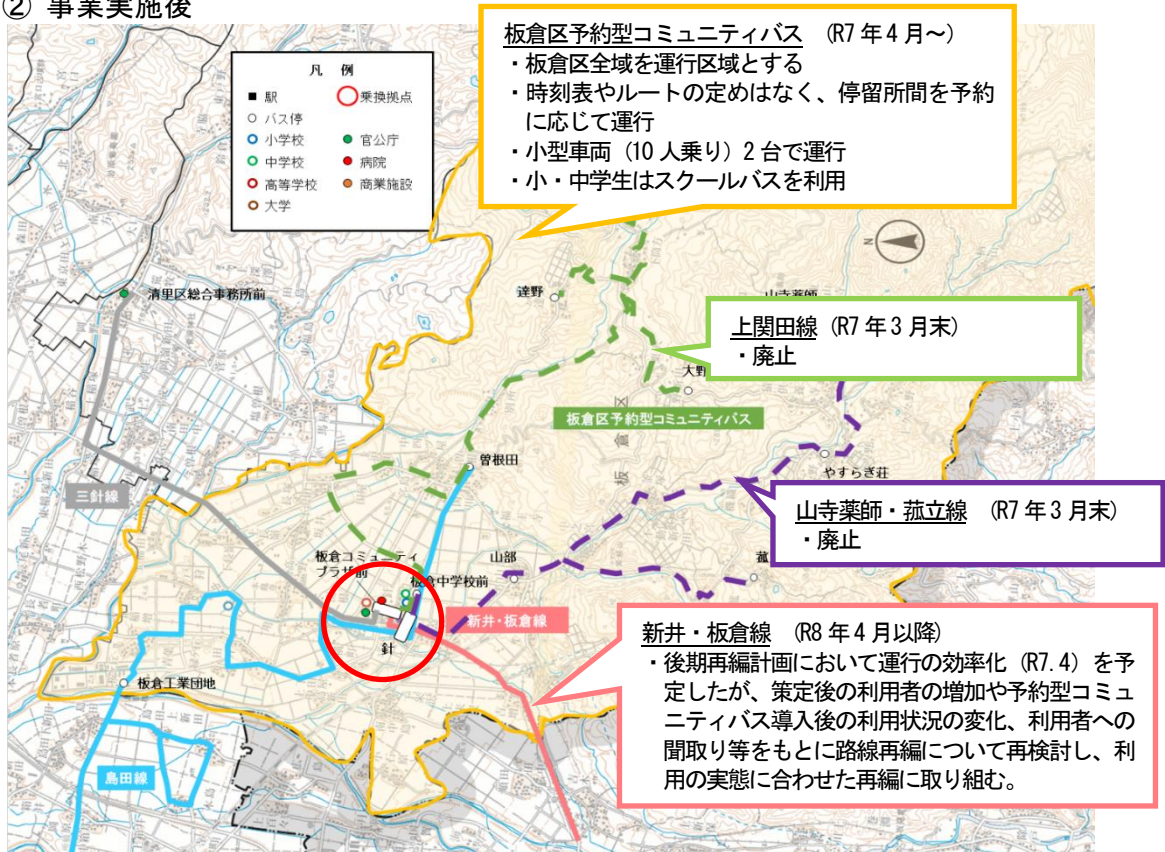
(2) 運行路線図・区域図

① 事業実施前



※【地図の出典】 国土地理院発行 5 万分の 1 地形図を加工して作成

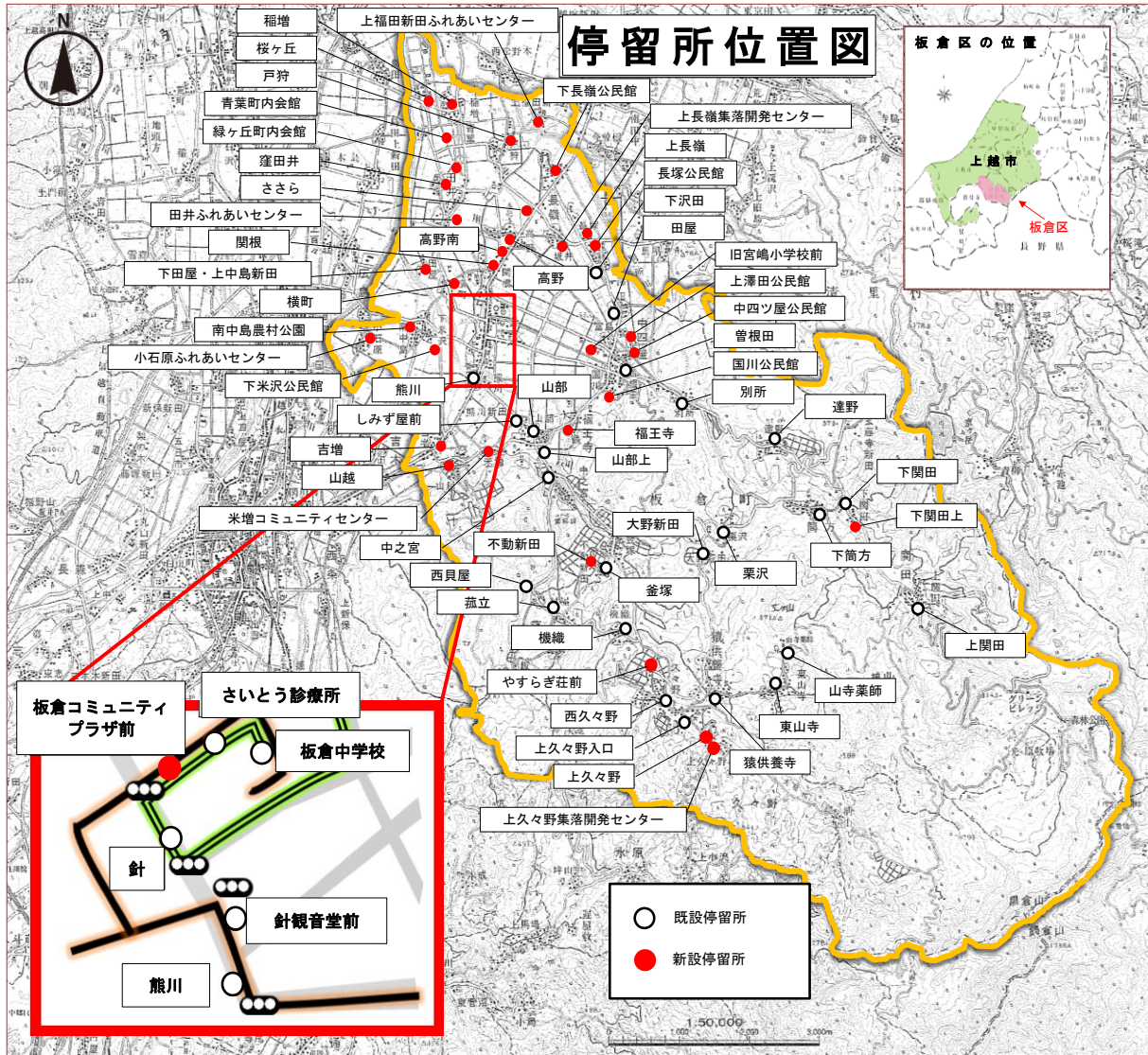
② 事業実施後



※【地図の出典】 国土地理院発行 5 万分の 1 地形図を加工して作成

(3) 停留所

予約型コミュニティバスの導入にあわせ、地域のニーズを踏まえて停留所を細やかに設定する。



※【地図の出典】 国土地理院発行 5 万分の 1 地形図を加工して作成

(参考) 予約型コミュニティバスについて

人口減少と高齢化が進む中山間地域において、高齢者の買物や通院、学生の通学など、日常生活において利用しやすく、かつ、運行効率がよい移動手段を確保するため、運行予約に基づき運行ルートやダイヤを決定する「予約型コミュニティバス」の導入を進めている。

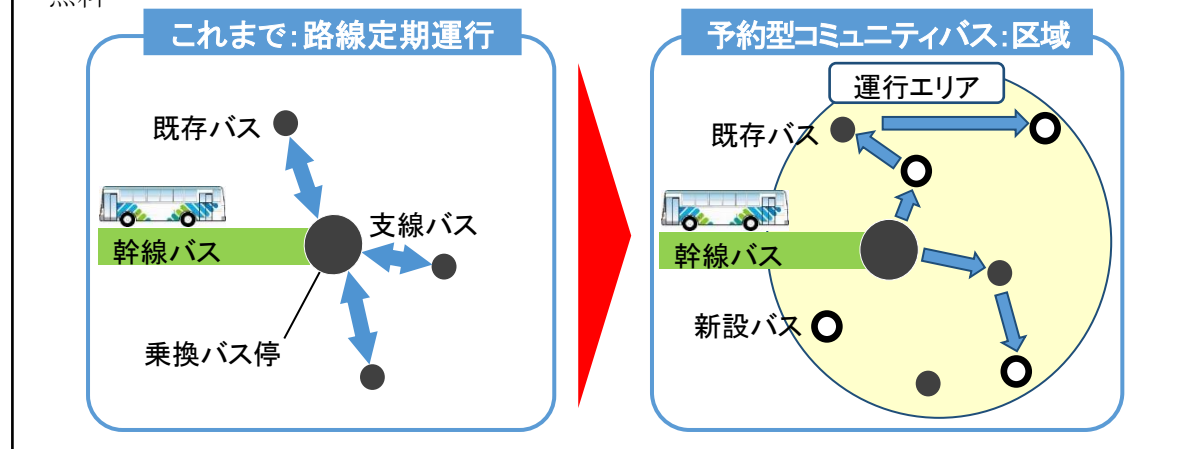
令和4年10月に安塚区及び牧区において初めて導入したほか、令和6年4月には浦川原区及び大島区で運行を開始した。今後も後期再編計画に基づき、各地域に展開することとしている。



安塚区予約型コミュニティバス

【参考】予約型コミュニティバスの特徴

- ・決まった時刻表や経路はなく、利用者の予約に基づき、区内の停留所間を自由に運行
- ・運行区域は地域自治体単位（乗換えの利便性を考慮し、一部、区域外にバス停を設置）
- ・停留所から停留所への移動しか利用できないが、停留所を増設することにより、きめ細やかな移動に対応可能
- ・電話予約のほか、インターネット（WEB）で予約することができるほか、予約内容に応じ経路設定から車両の配車、運行指示等を自動的かつリアルタイムに効率的に行うことができるオンデマンド交通システムを活用
- ・予約は乗車希望時間の1時間前まで
- ・高校生等の通学を考慮し、運行時間帯は原則として午前6時30分から午後7時30分まで
- ・運賃は1乗車につき、大人 300円、高校生・中学生 200円、小学生 100円、未就学児無料



3-1-2 住民組織の互助による輸送（中郷区）

(1) 事業概要

ねらい	乗合タクシー「岡沢ルート」「稲荷山ルート」に替えて、住民組織が主体となって行う互助による輸送により、住民の移動手段を確保する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー「岡沢ルート」及び「稲荷山ルート」は、運行事業者における乗務員の不足により、令和5年10月から従来の運行ルート・便数を縮小して運行されている状況にある。 また、同ルートは利用者数が減少しており、後期再編計画では、利用者が増加しない場合には路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討することとしている。 中郷区からの通院や買物の目的地として、隣接する妙高市新井地区・同関山地区への移動ニーズがあることから、市域を越えて効率的に運行することが必要である。
再編の内容	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー「岡沢ルート」「稲荷山ルート」を廃止（令和7年3月末） 住民組織が主体となって行う互助による輸送（自家用有償旅客運送）を実施 令和7年4月から実証運行を開始し、運行内容について検証を行いながら必要な見直し等を加え、令和8年4月から本運行に移行する。

【運行内容の比較】

	事業実施前（～令和7年3月）	事業実施後（令和8年4月1日～） ※実証運行は令和7年4月～
事業主体	アイエムタクシー(株)	NPO法人中郷区まちづくり振興会
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業	自家用有償旅客運送 ※利用対象者は原則として中郷区住民
運行事業者	アイエムタクシー(株)	NPO法人中郷区まちづくり振興会
運行形態	乗合タクシー（路線定期運行＋区域運行）	コミュニティバス（区域運行）-
運行路線/区域及び便数	岡沢ルート …3.0 往復 稲荷山ルート…2.5 往復	平日の曜日ごとにルート・時刻を設定 … 3便または4便/日 (冬季：5便または6便/日)
車両	5～10人乗りタクシー車両	10人乗りワンボックスカー1台
運行日	平日（12/30～1/3 除く）	平日（12/29～1/3 除く）
運行時間	6時54分～18時35分	8時30分(冬季：7時15分)～12時30分
停留所	<ul style="list-style-type: none"> 中郷区内 69 箇所 新井地区 16 箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 中郷区内：運行経路上でフリー乗降 新井地区 7 箇所、関山地区 4 箇所
運賃	均一制及び特殊区間制運賃 (大人 320・210 円、小児 160・110 円)、1 歳未満無料)	均一制運賃 <ul style="list-style-type: none"> 回数券利用者：300円 現金利用者：500円
乗車予約	一部の便で必要	不要
予約方法	電話	-

3-1-3 総合病院の閉院に伴うバス路線の再編

直江津地区に立地する新潟労災病院（上越市東雲町1）は、令和8年3月末の閉院が予定されている。

(1) 運行概要

ねらい	新潟労災病院を利用していた人が公共交通機関を活用し、他の総合病院などの医療機関に通院できるよう、バス路線の見直しを行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟労災病院へ乗り入れるバスは8路線（令和7年12月現在） ・閉院について協議を行った上越地域医療構想調整会議において、閉院後の医療機能の引継ぎ先として、厚生連上越総合病院、県立中央病院、知命堂病院、上越地域医療センター病院、さいがた医療センター、県立柿崎病院が示されている。 ・新潟労災病院閉院後も、他の医療機関へ路線バス等を利用して通院することができるよう、公共交通ネットワークの見直しが必要
再編の内容	<p>[対応方法]</p> <p>新潟労災病院が立地する直江津地区からの移動手段についてバス路線の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟労災病院に乗り入れを行っていたバス路線の経路変更…① ・他の総合病院に乗り入れるバス路線の充実…② ・①と②の乗り継ぎを考慮した乗り継ぎ拠点の検討とダイヤの見直し <p>[引継ぎ先の医療機関ごとの取組内容]</p> <p>【上越総合病院】 ※P17～19 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟労災病院がある直江津地区から最も近いため、直江津地区や直江津地区以西に居住する人の移行が見込まれる。 ・透析治療の引継ぎ先となるため、頻回な通院利用が想定される。 ・直江津地区と当該病院の間の移動手段の充実を図る。 <p>【県立中央病院、知命堂病院、上越地域医療センター病院】 ※P20 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越総合病院に比べ新潟労災病院から離れているが、直江津地区からの直通バスがあるほか、鉄道との乗継利用も可能 ・バス系統の新設や既存系統の経路変更・増便は行わない。 <p>【さいがた医療センター、県立柿崎病院】 ※P20 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年の市町村合併前の大潟町及び柿崎町に立地し、直江津地区から遠いため、新潟労災病院閉院による移行は見通しづらい。 ・バス系統の新設や既存系統の変更・増便は行わない。

（次ページに続く）